

【夏合宿 第2問】

元 A 村村長及び同村新制中学校建設工事委員長である甲及び、元同村助役及び同工事委員会の工事副委員長として甲を補佐していた乙は、同村収入役として出納その他の会計事務を掌り、傍ら当該中学校建設委員会の委託を受け、同校建設資金の寄付金の受領、保管その他会計事務を掌握していた丙と共謀の上で、同人が同校建設資金として受け取り、業務上保管していた 23 万 1550 円の中から合計 8 万 1647 円を酒食等の買い入れ代金として費消した。

甲、乙及び丙の罪責を検討せよ

最高裁昭和 32 年 11 月 19 日第三小法廷判決